

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ジェーンソンと称し、英文では JASON CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターシステムの設計、開発、販売、指導に関する業務
2. 商標および商品販売に関する調査、企画、指導業務
3. 物流システムの開発、設計および施行
4. 各種水産物、畜産物、食料品、菓子、健康食品、健康器具、衣料品、装身具、履物、室内装飾品、家庭用電気製品、ガス器具、日用雑貨品の販売および売買斡旋
5. 米穀、塩、酒類、たばこ、古物、銃砲刀剣類の販売および売買斡旋
6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、各種薬品、石油製品、高圧ガスの器具の販売および売買斡旋
7. 各種楽器、音響製品、スポーツ、キャンプ等レジャー用品、玩具、鳥獣魚介、ペット用品、園芸用品の販売および売買斡旋
8. 事務用品および包装用品の製造、販売および売買斡旋
9. 各種時計、眼鏡、宝石、貴金属、アクセサリ、小間物雑貨、美術工芸品、石材製品、コンピューター等の精密機器ならびに周辺機器の製造、販売および売買斡旋
10. 貨物自動車、乗用自動車、軽自動車、自動二輪車、自転車、耕運機等運搬具の販売および売買斡旋ならびに賃貸、検査業務
11. 木材・レンガ等の建築資材、システムキッチントイレ・洗面台等の住宅設備機器、店舗用什器備品類の製造加工、販売および売買斡旋
12. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理に関する業務
13. 喫茶店、飲食店、レストラン、ホテルおよび診療所の経営
14. 室内遊園地およびアミューズメント施設の運営、囲碁将棋教室、ガソリンスタンド、トレーニング教室、文化教室および学習塾の経営
15. 理容業、クリーニング業の経営
16. 観劇、旅行、コンサート、スポーツ等の切符販売、民間医療機関の受診手続およびホテル等の予約代行に関する業務
17. 不用品の交換、冠婚葬祭行事の請負および斡旋
18. 文化・教養・娯楽各教室への会員募集の斡旋
19. 写真業、有線放送業、印刷および各種出版業に関する業務
20. クレジットカード業、金融業、リース業、債務保証業
21. 販売促進用スタンプの発行および販売
22. 建物、駐車場の警備保障業務および斡旋
23. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業

24. 企業経営に関する情報収集、分析、診断、指導に関する業務
25. 青少年および中高年者の就職に関する調査および有料職業紹介業
26. 4号から11号までに掲げる物の輸出入に関する業務および卸売業
27. 倉庫業、運送業、運送取扱業およびその仲介業ならびに物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務
28. 清涼飲料水の生産、卸売、小売
29. 太陽光ソーラーパネルによる発電、売電
30. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県柏市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡し請求)

第12条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。この日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、前項の株主のほか、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることを定めることができる。この場合には、その日を2週間前に公告するものとする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とし、うち過半数は社外取締役とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議により選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

- 第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第36条 剰余金の配当および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領され

ないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。

(付 則)

(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)

第1条

変更前の定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

平成15年5月27日一部改定

平成21年5月28日一部改定

平成24年5月29日一部改定

平成30年5月29日一部改定

令和3年5月27日一部改定

令和4年5月26日一部改定